

公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

次のとおり知事公舎新築工事実施設計委託について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成29年4月26日

大分県知事 広瀬 勝貞

1 目的

大分県では、知事公舎を新築するにあたり、地震や津波等の浸水が発生した際の安全性確保はもとより、機能的な執務空間と快適で健康的な居住環境を実現させる住宅プランとする方針である。また、県産杉や桧の活用、竹工芸や七島藺に代表される県産品を装飾等に利用することで県内外から訪れる人々へこれらをアピールすることを目指している。

さらに、技術力の継承が図られることを期待し、県内の木造の熟練設計者とその他の設計者が設計業務を共同で取り組める特定設計業務委託共同企業体を選定する公募型プロポーザルを実施するものである。

2 設計者選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者 大分県

イ 事務局 大分県土木建築部施設整備課

住 所 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電 話 097-506-4719 ファックス 097-506-1780

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/chijikousya-proposal.html>

電子メールアドレス a18600@pref.oita.lg.jp

(2) 知事公舎新築工事設計者選定委員会

設計者の選定は、庁内で設置する知事公舎新築工事設計者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が行う。

(3) 選定方式

本設計者選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

提出書類等を基に書類審査とヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。

なお、審査の概略については、「知事公舎新築工事設計者選定プロポーザル実施要領」による。

3 応募資格

応募資格を有する者は、公告日において、次に掲げる要件をすべて満たす特定設計業務委託共同企業体(以下、「特定JV」という。)とする。

(1) 特定JVの資格要件

ア 特定JVの構成員(以下、「構成員」という。)の数は2者又は3者であること。

イ 特定JVの代表者(以下、「代表構成員」という。)は、構成員のうち最大の出資比率を有する者であること。

ウ 各構成員は、本業務における他の特定JVの構成員でないこと。

エ 各構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は20%以上、3者の場合は10%以上であること。

- オ 結成方法は、自主結成であること。
- カ 本業務の委託契約の相手方となった場合は、本業務の履行後3ヶ月以上特定JVとして存続できること。
- キ 管理技術者(※1) (建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、一級建築士免許取得後の実務経験が10年以上の者に限る。)を代表構成員から配置できること。
- ク 照査技術者(※2) (建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、一級建築士免許取得後の実務経験が10年以上の者に限る。)を構成員から配置できること。
- ケ 各構成員が大分県競争参加入札資格を有していない場合、同等の資格を有していることを確認するため必要書類の提出を求めるので応じること。

(2)すべての構成員に関する資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建築士法第23条第1項に規定する一級建築士事務所として大分県知事登録を受けていること。
- ウ 本設計者選定の公告の日から設計委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- エ 公告日以前3ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- オ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3)技術者等に関する資格要件

- ア 管理技術者、照査技術者及び各主任担当技術者(※3)を各1名配置すること。なお、それぞれの技術者が他の技術者を兼任することはできない。
- イ 分担業務分野(※4)のうち、各主任担当技術者を構成員以外から配置予定の場合は、契約後に承認が必要となる。
- ウ 本設計者選定後、評価した配置予定技術者を変更することはできない。ただし、正当な理由により、配置予定技術者を変更する必要がある場合は、同一資格、又は上位資格を有する者に限り変更を認める。

- ※1 「管理技術者」とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第十五条で規定する者とする。
- ※2 「照査技術者」とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第十六条で規定する者とする。
- ※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野(※4)における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- ※4 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業務内容
総合	平成21年度国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
設備	同上「設備」

4 手続等

(1) 実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等

ア 交付期間

平成 29 年 4 月 26 日(水)～5 月 18 日(木)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

交付時間は午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

上記2(1)イの事務局(CD-Rを持参すること。)

ウ 上記資料は、大分県土木建築部施設整備課ホームページからも入手可能。

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/chijikousya-proposal.html>

(2) 参加表明書等の提出期限と受付番号の通知

ア 提出期限 平成 29 年 5 月 18 日(木)午後5時(事務局必着)

イ 提出場所 上記2(1)イの事務局

ウ 提出方法 持参又は書留等受取が確認できる方法

エ 受付番号 参加表明書を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知する。

(3) 提出書類等

ア 提出期限 平成 29 年 5 月 26 日(金)午後5時(事務局必着)

イ 提出場所 上記2(1)イの事務局

ウ 提出方法 持参又は書留等受取が確認できる方法

5 審査

平成29年6月8日(木)(予定)

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨: 日本語及び日本円

(2) 詳細は「知事公舎新築工事設計者選定プロポーザル実施要領」による。

7 業務内容等

(1) 委託業務名 施委第 23-21 号 知事公舎新築工事实施設計委託

(2) 業務内容 実施設計

(3) 履行期限 平成 30 年 3 月 15 日

(4) 設計委託料 12,370 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 委託業務契約書作成の要否 要